

町田市情報公開・個人情報保護審査会

2021年度第5号事件

(審査請求人 ○○ ○○)

2023年4月25日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 野 村 武 司

2021年11月8日付け21町子子家第2609号(2021年度第5号事件) でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2021年8月12日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という)に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2021年8月25日付け21町子子家第1759号をもって行った個人情報部分開示決定処分は、妥当である。

### 第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2021年8月25日付け21町子子家第1759号をもって行った個人情報部分開示決定処分(以下「本件処分」という)を取り消すとの裁決を求めた。

### 第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という)第20条第2項の規定により、2021年8月12日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、「○○○○についての相談記録(2015年5月～現在まで)」(以下「本件対象文書」という。)を対象とする個人情報開示請求を行った。

- 2 処分庁は、審査請求人に対して、2021年8月25日付け21町子子家第1759号「個人情報部分開示等決定通知書」により、本件条例第21条第1項第6号及び同項第7号に該当するとして、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という）に対して、本件処分を不服として2021年8月31日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2021年9月28日付け21町子子家第1860号の2「弁明書」により弁明した。
- 5 審査請求人は、2021年10月27日に「反論書」により反論した。
- 6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2021年11月8日付け21町子子家第2609号「個人情報開示決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2022年7月15日	審議
2022年8月26日	処分庁への事情聴取
2022年10月14日	審査請求人による口頭意見陳述
2022年11月11日	審議
2022年12月23日	審議
2023年2月28日	審議
2023年3月29日	審議

#### 第4 審査請求人と処分庁の主張

##### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次のとおり主張した。

- (1) 私が子供を虐待している可能性があるとのことで、全て黒塗りであったが、私は子供を死に至らすようなことや、虐待に該当するようなことはしておらず、教育上の範囲で接してきた。市から事情調査も受けていない。
- (2) 子供の親権もあり、住民票を取る際に相手側に支援措置がかけられていないことを確認した。また、接近禁止命令も私には出されていない。
- (3) このような黒塗り開示をするのであれば、虐待の調査内容を開示してほしい。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張した。

### (1) 本件条例第21条第1項第7号該当性について

本件は、未成年者である開示請求者（以下、「子」という）の法定代理人である父が請求人である。

本件対象文書の非開示部分には、子や請求人が関係する、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に規定する児童虐待（以下、「虐待等」という）の相談やそれに対する実施機関の対応等の記録が記載されている。

したがって、非開示部分を請求人に開示すると、子に係る情報が請求人に知られることとなり、子の利益に反すると認められる。

### (2) 本件条例第21条第1項第6号該当性について

本件対象文書の非開示部分には、実施機関が、関係者とやり取りをした記録及び実施機関が行った具体的な支援方針や内容が記載されている。

当該情報が開示されるとなると、当該関係者からの信頼を損ない、実施機関への情報提供に消極的になるなど、本件対象児童に関する相談支援活動又は今後の同種の相談支援活動において協力が得られなくなることが想定されるほか、実施機関が虐待等に対して行う支援の方法が明らかになり、そのことで支援の効果を失わせる恐れがある。

したがって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められる。

## 3 審査請求人の反論

審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張した。

- (1) 読めるところの無いくらいの黒塗りであり、過剰な情報保護である。
- (2) 処分の理由として「本人の利益に反すると認められる」とあるが、審査請求人に知られるとなぜ子の利益に反するのか、その理由も含めて開示すべきである。
- (3) 実施機関から聞き取りをされたことはなく、発言の機会も与えられていない。開示できる部分は開示すべきである。

## 第5 審査会の判断

### 1 対象文書と原処分

本件請求文書は、子についての相談記録である。実施機関は、対象文書として経過記録表を特定し、当事者氏名及び記録表の項目（「年月日／時間対応者」「区分」「調査・相談内容」）のみを開示し、その内容部分を非開示とする部分開示決定を行った。以下、非開示とされた経過記録表の内容を「非開示部分」という。

### 2 部分開示決定

#### （1）本件条例第21条第1項第7号該当性

未成年者の法定代理人は、本人に代わって実施機関が保有している自己に関する保有個人情報の開示を請求することができるが（本件条例第20条第2項）、法定代理人が保有個人情報の開示の請求をした場合において、当該保有個人情報の開示をすることが本人の利益に反するものと認められる場合には、開示の請求に応じないことができる（本件条例第21条柱書及び第1項第7号）。

請求者は子を本人とし、子の法定代理人親権者として本件請求を行った。しかし、実施機関は、本件対象文書の非開示部分には、子や請求人が関係する虐待等の相談やそれに対する実施機関の対応等の記録が記載されていることから、非開示部分を請求人に開示すると、子に係る情報が請求人に知られることとなり、子の利益に反すると認められることを理由として、部分開示を行った。

これに対して、請求者は、子の親権者であること、DV等に関し、町田市子ども家庭支援センターによる聞き取りなどがなされていないこと、住民基本台帳事務に係るDV等支援措置がなされていないこと、請求者に対して接近禁止命令が出されていないことから、請求者に対して非開示部分を開示することが子の利益に反するとは認められないと述べる。

確かに、親権者であれば、法定代理人として子に代わって開示請求をすることができる。しかし、親権者による請求であっても、親権者であることをもって、常に親権者の利益と子の利益が合致するということはできず、子の保有個人情報の開示をすることが子の利益に反すると認められるものについては、開示をしないことができると定められているの

は前述のとおりである。また、経過記録表には、虐待等にかかる相談を受けた経緯や行った対応などが記載されており、本件相談が子に対する虐待等の相談として行われたことに鑑みると、実施機関が非開示部分を非開示と決定したことには合理性が認められる。そのことは、実施機関の対応過程において、請求人からの聞き取りがされていないことや、住民基本台帳事務に係る DV 等支援措置や接近禁止命令がなされていないことによって左右されるものではない。

したがって、本件条例第 2 1 条第 1 項第 7 号に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

## (2) 本件条例第 2 1 条第 1 項第 6 号該当性

本件経過記録表には、実施機関が関係者とやり取りをした記録が記載されている。市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるものについては、非開示とすることが許容されている（本件条例第 2 1 条第 1 項第 6 号）。実施機関は、非開示部分を開示すれば、当該関係者からの信頼を損ない、実施機関への情報提供に消極的になるなど、子に関する相談支援活動または今後の同種の相談支援活動において協力が得られなくなることが想定されること、また、実施機関が行う支援の方法が明らかになることで支援の効果が失われることから、本件条例第 2 1 条第 1 項第 6 号に該当するとも主張する。

児童虐待防止法では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者に、市町村等に通告する義務を課し（第 6 条 1 項）、この通告を児童福祉法第 2 5 条 1 項に規定される要保護児童に関する通告とみなし、同法の規定を適用する（第 6 条 2 項）。そして、この通告義務の遵守が秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定によって妨げられると解釈してはならないこと（第 6 条 3 項）及び当該通告を受けた市町村等は、当該通告をした者を特定させる事項を漏らしてはならないこと（第 7 条）が定められている。また、児童福祉法では、要保護児童への適切な支援を図るために、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という）を設置し、関係機関において適切な支援を図るために必要な情報を交換し、協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、

意見の開陳その他必要な協力を求めることができるとする(第25条の2、第25条の3)。要対協では、実際に、外部機関との連携のために積極的に情報が共有され、対応方針についての意見交換も行われる。そして、それぞれの機関での組織的な対応のために共有された情報や対応方針について詳細な記録を残す必要性も高い。

当審査会において、経過記録表の内容を確認したところ、実施機関が述べるとおり、経過記録表には実施機関の内部及び外部機関とのやり取りの経緯や実施機関が行った具体的な支援方針や支援の内容が記載されている。仮に、実施機関の内部及び外部機関のやり取りに関する情報を含む経過記録表の非開示部分を開示することになれば、児童虐待防止法第7条に反して、通告した者を特定し、また、今後の関係機関との情報の交換や提供を阻害する結果につながりかねない。そして、児童虐待に関する通告を躊躇させ、関係諸機関の連携が困難なものとなるうえ、実施機関による具体的な支援活動の内容が明らかとなることにより、子に対する支援の効果が失われることが懸念される。したがって、今後、同種の相談支援活動の適正な実施を著しく困難にすると認められるとして、本件条例第21条第1項第6号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

### 3 結論

以上のとおりであるから、本件対象文書について、経過記録の内容について非開示とした部分開示決定は妥当である。